

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和4年5月20日（金）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 承認第2号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 2 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 3 陳情書（教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について）（教育委員会）

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例 専決処分の概要

令和4年5月 総務部税務課

1 専決処分日 令和4年3月31日

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和3年3月31日に公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されるため所要の改正を行うもの。

3 専決処分する主な内容

(1) 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例

ア 税負担軽減措置

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の3年度分、価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

山陽小野田市においては、国の参酌規定である4分の3とする。

その他法改正による項ズレ。

附則第10条の2（第25項）

イ 固定資産税（土地）に係る負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、負担水準60%未満の商業地等における令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする。

（ア）令和3年度課税標準額が令和4年度の評価額の60%以上70%未満

→令和3年度の課税標準額と同額に据え置き

（イ）令和3年度課税標準額が令和4年度の評価額の60%未満

→令和3年度の課税標準額＋令和4年度の評価額×2.5%（現行5%）

※計算した額が令和4年度の評価額の60%を上回る場合は、令和4年度の評価額の60%、20%を下回る場合は令和4年度の評価額の20%

（ウ）令和3年度課税標準額が令和4年度の評価額の70%以上

→令和4年度の評価額×70%

附則第12条

ウ その他

固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書の交付等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で、証明書の交付等を行うことができることが法令上明確化されたことに伴う規定の整備。

第73条の2、第73条の3

省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置における工事費要件の改正に伴う改正。

附則第10条の3

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

ア 税負担軽減措置

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の3年度分、価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

山陽小野田市においては、国の参酌規定である4分の3とする。

附則第6項

イ 都市計画税（土地）に係る負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、激変緩和の観点から令和4年度に限り、負担水準60%未満の商業地等における令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする。

附則第8項

ウ その他

法改正による項ズレ。

附則第2項～第5項、第7項、第9項～第20項

陳情書

令和4年2月10日
山陽小野田市議会議長
高松 秀樹 様

教育行政を危惧することから「教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について」との標記で教育委員長、教育委員宛てに別紙「要請文」を提出いたしました。

ご承知のとおり教育委員については議会での同意が必要な人事案件ですので、その人選には議会に一定の責任があります。

議会として教育委員会の対応をしっかりとチェックいただくに留まらず当該教育委員の不適切な言動の調査を行っていただき適正な教育行政の推進となりますよう陳情いたします。

記

文部科学省の教育委員会制度、[教育委員会制度の意義]の中の①には「個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要」との記述があります。

対して教育委員である中村眞也氏は「私たちはふるさと発展のため天文館、青年の家研修棟の再建を要望します。」という表題での市長あての署名運動の発起人（代表者名に名前が連ねられているとの意味）になっております。

市民団体の長としての肩書ではありますが、公人である教育委員という立場の者が、このような署名運動に名前を連ねることが「個人的な価値判断からの中立性」を保っていると言えるのでしょうか。

好むと好まざるに関わらず教育委員という役にあることは周知の事実であり、市外においてその活動を行うのであればともかくとして、市内において特定の政策を求める要望書への発起人となることは子供たち、特にその保護者や市民に多大な影響を与えるものであり中立性が担保されず決して許されるものではありません。

補足の意味も含めて申し添えますが、青年の家等の施設再建運動が悪いものではありません。施設再建運動にも賛否がある中でそこに名前を連ねることは、個人の価値観であり中立性が担保されていないことが問題です。

これらから中村氏の根底には「公平中立な立場で教育行政を推進する」という基本的考え方が欠如し教育委員の自覚が更々無く、教育行政の適正なる運営を阻害する者であることは明白です。

教育長、教育委員各位におかれましてはしっかりと調査いただき、「これからの未来を担う子供たち」の健全な育成とその保護者、そして市民が惑わされることが無いよう対処いただきますよう陳情いたします。

以上

山陽小野田市大字山川 1329 番地 27

伊藤 實



私たちはふるさと発展のため天文館、青年の家研修棟の再建を要望します。

山陽小野田市長
藤田 剛二 様

埴生地区自治会協議会会長 林 紀男
ふるさとづくり協議会会長 中村 眞也
埴生地区社会福祉協議会会長 五十嵐章彦
山口県漁業協同組合埴生支店運営委員長
久保田勝己
埴生地域老人クラブ連合会会長 石本 公子
山陽商工会議所副会頭 豊田 弘光

【趣旨】 青年の家を含む糸根公園は、第二次総合計画において[広域連携軸]の西側の玄関口であり、また[レクリエーション拠点]として多くの人に利用されるレジャーや憩いの場としての充実を図るべく位置づけられています。近年荒廃の一途を辿り、研修棟、天文館、休憩所、プール施設等の期限無しの解体が計画されています。そんな中、今年の9月に[天文館のプラネタリウム投影機ミノルタMS10]が国立科学博物館により[未来科学遺産312号]に指定されたことは、地域にとって大変誇らしいことであり、全国に発信できる大きな財産となりました。

今後、当該施設の整備・利活用や周辺の民間企業との連携により、オリジナリティのある[観光レクリエーションエリア]とすることが、埴生地区のみならず山陽小野田市の発展に寄与することと確信し、これまで地域住民に愛され続け、子供たちに夢を与えてきた施設の再建を熱望する次第です。

私たちは上記趣旨に賛同し、施設の再建を求めて署名致します。

	住 所	氏 名	年齢
1			歳
2			歳
3			歳
4			歳
5			歳
6			歳
7			歳
8			歳
9			歳
10			歳

私たちは埴生地区活性化のためにこの署名運動を支持します。

山陽小野田市議会議員 伊場 勇 前田浩司 吉永美子